

令和3年度事業計画

昨年は、新型コロナウイルスとの闘いで世界中が翻弄されました。もちろん日本も、和歌山県もその中で甚大な影響を被り、緩やかな回復基調にあるといわれていました雇用や経済も大きく落ち込んでしまいました。一方、県下では、道路網の整備も進められており、また県都和歌山市における大学の新設や和歌山市駅前や和歌山城周辺の再開発、また今秋には、「国体」の文化版といわれる国民文化祭が当県で開催されるなど明るい材料もあります。ワクチン接種も始まり、一日でも早く今の状況から抜け出し、社会・経済・雇用情勢が回復し、安心・安全に過ごせる日々が訪れることを期待するところです。

県下の労働災害の発生状況ですが、和歌山労働局の資料によりますと、県下では、2月末の速報値で、死亡者は一昨年より1名増の9人、死傷者全体では一昨年より減少しているものの減少率は、0.2%に留まっています。

和歌山労働局では「第13次労働災害防止計画」において、2018年度から2022年度までの5年間で「死亡者数を15%以上、休業4日以上の死傷者数を10%以上減少させる」ことを目標に計画を推進していますが、その目標達成には厳しい状況であり、4年目となる本年は、さらなる取組みの強化が求められるところです。

また、働きやすい職場環境の実現を目指して「働き方改革推進法」が、一昨年4月から順次施行されて、昨年4月からは、猶予されていた中小企業においても時間外労働の上限規制が適用されております。また、いわゆる「同一労働・同一賃金」が規定された「パートタイム・有期雇用労働者法」が、本年4月から中小企業にも適用されることとなっております。

このような中、当協会としましても、行政のご支援、ご指導ならびに理事役員、会員の方々のご理解、ご協力を賜りながら労働災害防止及び労働条件の確保・改善等に関する各種事業を引き続き推進してまいります。

1 公益目的事業1（労働者の福祉の向上を目的とした事業）

(1) 労働災害防止に対する安全衛生意識の高揚を図るとともに事業者及び事業者団体等の自主的安全衛生活動の一層の促進を目的とした取組み

(イ) 全国安全週間：7月1日から7月7日

(準備期間：6月1日～6月30日)

協会紙「労基ニュース紀の国」(以下協会紙という)、メールマガジン、ホームページ等を活用して準備期間中から周知・啓発活動を実施します。

(ロ) 全国労働衛生週間：10月1日から10月7日

(準備期間：9月1日～9月30日)

協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して準備期間中から周知・啓発活動を実施します。

- (ハ) 令和3年度第61回「和歌山県労働安全衛生大会」の開催
本年度は、令和3年10月6日(水)「和歌山県民文化会館」小ホールにて開催すべく進めていきます。
会員事業場をはじめ関係団体等への参加勧奨も引き続き実施していきます。

(二) 各支部における取組み

全国安全週間・全国労働衛生週間の準備期間中に和歌山支部等で予定している「安全管理のつどい」、「衛生管理のつどい」等々各支部において、安全衛生に関する研修会等の開催に努めます。

(ホ) 全国産業安全衛生大会への参加

令和3年度の80回目となる全国産業安全衛生大会は、「働く人の安全・健康・幸せを 未来に伝える人づくり」をテーマに10月27日(水)から29日(金)までの3日間、東京都で開催されますが、会員事業場をはじめ、関係団体等へ参加を呼びかけていきます。

(ヘ) 年末・年始無災害運動の実施

期間：令和3年12月1日から令和4年1月15日
協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して周知・啓発活動を実施します。

(ト) 和歌山県労働災害防止団体連絡協議会の開催

和歌山県内の労働災害防止団体(以下のとおり)との連絡協議会を開催し、和歌山労働局の労働災害防止対策に基づき第13次防の周知徹底をはじめ県下の労働災害防止のための取組みを連携して実施していきます。

- 建設業労働災害防止協会和歌山県支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会和歌山県支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会和歌山県支部
- 港湾貨物運送事業労働災害防止協会和歌山支部
- 一般社団法人日本ボイラ協会和歌山支部
- 一般社団法人日本クレーン協会和歌山支部
- 建設荷役車両安全技術協会和歌山県支部

(2) 労働者の健康確保対策の推進を目的とした取組み

- (イ) 和歌山労働局、和歌山県医師会及び弊会の3者共催で昭和47年から開催している「和歌山県産業保健講習会」については、令和3年度で第48回を迎えることとなります。産業医や衛生管理者をはじめとした産業保健関係者の一層の資質の向上、ひいては県下の産業保健活動の推進に資するため、引き続き開催いたします。

(ロ) 第13次防において重点課題として掲げられている

○過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進(過重労働、メンタルヘルス対策等)

○疾病を抱える労働者の健康確保対策

○化学物質等による健康障害対策

をはじめとする労働者の健康確保対策を推進していくため、「和歌山産業保健総合支援センター」や、各支部においては「地域産業保健センター」とも連携し、周知・啓発に努めます。

(3) 労働時間をはじめとする労働条件の確保・改善を推進し、より働きやすい就労環境の整備を目的とした取組み

(イ) 「働き方改革推進法」の円滑な施行に向けた取組み

「働き方改革推進法」の円滑な施行のため、「長時間労働の削減」や、「年次有給休暇の取得促進」等々説明会等の開催や協会紙、メールマガジン、ホームページ等を活用して周知・啓発に努めます。

(4) 労働関係情報等の提供、相談等のサービスの取組み

(イ) 協会紙：「労基ニュース紀の国」の発行

協会紙「労基ニュース紀の国」について、引き続き紙面の充実を図りながら、会員や関係機関への情報の提供等サービスの向上を図っていきます。

(ロ) ホームページ等の内容の充実

技能講習等実施計画や各種行事、その他必要な情報を提供しており、主要な情報発信のツールとして、着実に定着してきています。

引き続き、必要かつ有用な情報をより早く、より多く提供できるよう改善に努めてまいります。

また、メールマガジン「和労基mail」についても、より多くの方に利用していただけるよう一層内容の充実を図ってまいります。

(ハ) 安全衛生等に関する相談サービスの充実

中央労働災害防止協会(中災防)が、平成30年度より実施している「中小規模事業場安全衛生相談事業」に併せ、会員事業場等からの安全衛生等に関する各種相談に、日本労働安全衛生コンサルタント会和歌山支部の協力を得ながら積極的に取り組んでまいります。

2 公益目的事業2(事故又は災害の防止を目的とした事業(労働安全衛生法に基づく免許、技能講習及び特別教育等の教育・講習等の事業))

(1) 出張特別試験の実施

国家免許試験の実施機関である「近畿安全衛生技術センター」(所在地：兵庫県加古川市)が当県から遠距離であるため、県内受験者の利便性を考え、年に1回、和歌山市内で出張特別試験を行っております。

実施している試験は、①一級ボイラー技士②二級ボイラー技士③ボイラー整備士④クレーン・デリック運転士(クレーン限定)⑤移動式クレーン運転士⑥第一種衛生管理者⑦第二種衛生管理者で、昨年度は二会場で実施し、856名が受験しました。

引き続き、この「出張特別試験」が円滑に実施できるよう当該試験実施機関と連携を図ってまいります。令和3年度は、以下のとおりの日程で実施します。

実施日：令和3年9月4日（土）、9月5日（日）

試験会場：和歌山県勤労者福祉協会（「プラザホープ」）

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、昨年度と同様、当協会研修室での受け入れも検討いたします。

(2) 技能講習の実施（年間実施計画表参照）

和歌山労働局の登録教習機関として労働安全衛生法に定める就業制限業務や作業主任者に係る各種技能講習を年間実施計画に基づき実施します。

特に金属アーク溶接で発生する「溶接ヒューム」が特定化学物質に追加されたことにより、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習の受講者増が見込まれることから、実施回数を増やすとともに、状況により計画外の開催も行います。

その他、会員等からのご要望により、計画外の実施や出張開催も実施するよう努めてまいります。以下その他の講習等も同様といたします。

(3) 特別教育等（年間実施計画表参照）

(イ) 特別教育

労働安全衛生法第36条に定めるところにより、事業者は危険又は有害な業務について必要な特別教育を行うこととなっておりますが、単独での実施が困難な事業者に代わって、特別教育を実施いたします。

なお、令和4年1月より完全施行となる「フルハーネス型墜落制止用器具（安全带）」特別教育も昨年度と同様、年4回実施いたします。

(ロ) 安全管理者選任時研修

労働安全衛生規則第5条により、安全管理者は厚生労働大臣が定める研修を受けた者の中から選任することとされていますが、この安全管理者選任時の研修を昨年度と同様、年3回実施いたします。

(ハ) 職長教育

製造業等を対象とした職長教育を年3回、建設業関係を対象とした職長・安全衛生責任者教育を年2回実施します。

(4) その他の安全衛生教育等

(イ) 令和3年度「経営者安全衛生セミナー」

（中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センターと共催）

厚生労働省通達に基づく経営首脳者等を対象とした安全衛生セミナーを下記のとおり開催します。

第202回 令和3年5月18日（火）・19日（水）

第203回 令和3年5月20日（木）・21日（金）

会場 大阪安全衛生教育センター（河内長野市）

(ロ) 第一種衛生管理者受験準備講習

日時：令和3年6月30日（水）～7月2日（金）

場所：和歌山県労働基準協会研修室

- (ハ) 第二種衛生管理者受験準備講習の開催
日時：令和3年7月1日（木）～2日（金）
場所：和歌山県労働基準協会研修室

3 収益事業1（安全衛生関係書籍及び用品等の販売（斡旋）の事業）

- (1) 全国安全週間、全国労働衛生週間等行事期間中における書籍、ポスター、幟等安全衛生用品の販売
- (2) 技能講習や特別教育用テキスト、免許試験参考書籍、関係法令等の解説書籍等の販売（通年）
- (3) 動力プレス機械検査標章の販売
- (4) 安全衛生DVDビデオの無料貸出し（会員限定）

4 収益事業2（中小規模事業場を対象とした労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断等の実施における計画の作成と案内、受診勧奨、受付等の業務）

各支部において、医療機関と契約して実施している一般定期健康診断及び特殊健康診断の実施に当たり、健診日程等計画の作成、受診案内の作成と受診勧奨及び健診当日の受付等の業務を、引き続き実施してまいります。

なお、提携健診機関が巡回健康診断業務を中止した和歌山支部においては、橋本、新宮支部が提携している（一般財団法人）全日本労働福祉協会を受け皿として、当事業を進めてまいります。

5 その他の事業（委託事業等）

- (1) 全国労働基準関係団体連合会（全基連）和歌山県支部の事業について
 - (イ) 大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー（厚生労働省委託事業）
昨年度に引き続き受託した当事業において、大学生・高校生等に対して、社会人になるに当たって知っておくべき労働条件に関するセミナーを実施します。
 - (ロ) 外国人技能実習制度関係者養成講習
平成29年11月に施行された「技能実習法」により、技能実習制度をこれまで以上に適正かつ円滑に運営する観点から、技能実習生を我が国に受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じた、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習（養成講習）が義務付けられました。全基連は、その講習の運営実施者として認定され、平成29年度より全都道府県で実施しております。全基連和歌山県支部としても、平成29年度より毎年実施していますが、令和3年度も8月24日～8月27日に実施いたします。

(ハ) 受動喫煙防止セミナー事業の実施

(一社)日本労働安全コンサルタント会からの再受託事業として、受動喫煙防止セミナーを実施いたします。

(2) 中央労働災害防止協会（中災防）関係の事業について

(イ)「中災防地域安全衛生広報活動等事業」（業務委託契約による）を令和3年度も実施し、①中災防安全衛生サービス窓口としての対応、②安全衛生思想の普及・広報活動、③中小企業無災害記録証候補者の推薦等の活動を行ってまいります。

(ロ) 中小規模事業場の多様な課題の解決に資すること等を目的として、平成30年度から実施している「中小規模事業場安全衛生相談事業」について、令和3年度も業務委託契約を締結し、相談会の開催や常設の相談窓口を開設し、安全衛生に係る助言・相談・情報提供等を行ってまいります。

(ハ)「KYTトレーナー研修会 in 和歌山」の開催

平成29年度より実施している中災防近畿安全衛生サービスセンターの危険予知訓練トレーナー研修会を令和3年度も11月18日～19日に開催いたします。

6 その他

(1) 協会会員の確保

企業の厳しい経営環境や情報手段の発達等々様々な要因により会員の減少傾向に歯止めがかからない状況ですが、会員はじめ利用者の方のニーズ、要望等に対応した事業展開を心がけ、引き続き会員の確保に努めてまいります。

(2) 経費の節減、効率的な業務運営の実施

会員の減少が進んでいること、メインの事業である「労働安全衛生教育事業」の受講者数も、令和2年度は新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込みました。来年度もまだ収束の見通しが立たないなか、協会の事業運営も厳しい状況が続くものと思われまます。

このことから引き続き経費の節減に努めるとともに、利用者のニーズに対応した積極的な業務運営、施設の有効活用等効率的・効果的な事業運営に努めてまいります。